

変更届出の手引き

【介護療養型医療施設】編

(【短期入所療養介護】 【介護予防短期入所療養介護】を含む)

既に、申請・届出している事項のうち、次項の「2 変更区分について」の「変更の届出が必要な事項」に変更が生じた場合、**10日以内に「指定居宅サービス事業者等変更届出書」**(以下「変更届出書」という。)(様式第4号)及び添付書類を岡山市(事業者指導課)へ1部提出する必要があります。

なお、**『事業所(施設)の移転・増改築』、『入所(利用)定員の変更』、その他重要な変更**については、必ず**事前協議**を行ってください。

【注1】介護療養型医療施設において指定を受けた病床数を増やす場合は、既述の指定内容の変更の届出と異なりますので5ページ 4 変更の申請を参照下さい。

(事前協議について)

- ①持参資料：基準(人員、設備)が確認できる書類(届出書類と同程度が望ましい)。
- ②協議時期：建築等を伴う変更の場合は、その図面の変更が容易な時期。
- ③相 談 者：必ず事業者(管理者等の責任をもって回答ができる者)が来庁してください。
※設計コンサルタントや建築業者のみでの相談は不可。
- ④予 約：電話で市担当者の都合を確認してください。

1 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係

TEL：086-212-1014 FAX：086-221-3010

メールアドレス：j i - s h i d o u @ c i t y . o k a y a m a . l g . j p

2 変更の届出が必要な事項について

- 1 事業所(施設)の名称【療養】【短期】【予防短期】
- 2 事業所(施設)の所在地(開設場所)【療養】【短期】【予防短期】**※事前協議が必要**
- 3 申請者(開設者)の名称【療養】【短期】【予防短期】
- 4 申請者(開設者)の主たる事務所(本社)の所在地【療養】【短期】【予防短期】
- 5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名【療養】【短期】【予防短期】
- 6 登記事項証明書又は条例等(当該許可に係る事業に関するものに限る。)**【療養】【短期】【予防短期】**
- 7 指定介護療養型医療施設基準第2条第1項から第3項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別、短期入所療養介護の指定居宅サービス等基準第142条第1項各号の規定のいずれの適用を受けるものかの別**【療養】【短期】【予防短期】**
- 8 併設する施設がある場合の当該併設する施設の概要【療養】
- 9 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要【短期】【予防短期】
- 10 管理者の氏名、生年月日及び住所【療養】【短期】【予防短期】
- 11 運営規程(介護療養型医療施設の定員の変更については**減少の場合のみ**)
(指定を受けた病床数を増やす場合についてはP7の「4 変更の申請」を参照すること。)**【療養】【短期】【予防短期】**
- 12 介護支援専門員の氏名及びその登録番号【療養】

3 変更の届出に必要な提出書類等

【注1】同時に複数の項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

【注2】変更届出書(様式第4号)の「(変更前)」及び「(変更後)」欄は具体的に記載してください。

【注3】必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

【注4】短期入所療養介護(介護予防含む)の変更のうち、下記の表中「**【療養】【短期】【予防短期】**」と記載のあるものについては、必要に応じ**介護療養型医療施設と併せて**届け出ます。その際変更届出書(様式第4号)の居宅サービス等の種類欄に、変更するサービス名を忘れずに記入してください。

変更内容	提出書類
(1) 事業所(施設)の名称 【療養】【短期】【予防短期】	①変更届出書(様式第4号) ②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設) <※変更がある場合のみ添付> ③付表9((介護予防)短期入所療養介護) ④運営規程 (注意) ・登記事項証明書等に事業所名称の記載がある場合 → 【(6)登記事項証明書又は条例等】 も参照 ・運営規程(事業所名称)の変更が必要 → 【(11)運営規程】 を参照
(2) 事業所(施設)の所在地(開設場所) ※移転を伴う場合 事前協議が必要 【療養】【短期】【予防短期】	①変更届出書(様式第4号) ②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設) ③付表9((介護予防)短期入所療養介護) ④事業所・施設の位置図(住宅地図の写し等)<※変更がある場合のみ添付> (注意) ・事業所(施設)の移転の場合は、 【(9)事業所(施設)の建物構造概要、平面図及び施設概要】 にも該当→(9)を参照 ・運営規程に事業所(施設)の所在地の記載がある場合は、運営規程の変更が必要→ 【(11)運営規程】 の変更必要
(3) 申請者(開設者)の名称 【療養】【短期】【予防短期】	①変更届出書(様式第4号) ②申請者の登記事項証明書(原本) (又は条例、指定管理協定書等の写し)
(4) 申請者(開設者)の主たる事務所(本社)の所在地 【療養】【短期】【予防短期】	①変更届出書(様式第4号) ②申請者の登記事項証明書(原本) (又は条例、指定管理協定書等の写し)

<p>(5) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>【療養】【短期】【予防短期】</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②申請者(開設者)の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)</p> <p>③誓約書(介護療養型医療施設)用、(居宅サービス)用、(介護予防サービス)用 〈※代表者の交代がある場合のみ添付〉 ※誓約書には自署又は押印が必要</p>
<p>(6) 登記事項証明書又は条例等</p> <p>(当該事業に関するものに限る。)</p> <p>【療養】【短期】【予防短期】</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②申請者の登記事項証明書(原本) (又は条例、指定管理協定書等の写し)</p>
<p>(7) 指定介護療養型医療施設基準第2条第1項から第3項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別、短期入所療養介護の指定居宅サービス等基準第142条第1項各号の規定のいずれの適用を受けるものかの別</p> <p>【療養】 【短期】【予防短期】</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設)</p> <p>③付表9((介護予防)短期入所療養介護)〈※みなし指定がある場合に限る〉</p> <p>④申請者(開設者)の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)</p> <p>⑤運営規程</p>
<p>(8) 併設する施設がある場合の当該併設する施設の概要</p> <p>【療養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設) 〈※変更がある場合のみ添付〉</p> <p>③併設する施設の概要 ・パンフレット等の併設施設(事業所)の概要が分かるものを添付</p>

<p>(9)建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要【療養】【短期】【予防短期】</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設) 〈※変更がある場合のみ添付〉</p> <p>③付表9((介護予防)短期入所療養介護)〈※みなし指定がある場合に限る〉 〈※変更がある場合のみ添付〉</p> <p>④事業所・施設の配置図、平面図 → P8〈5 添付書類の注意事項①〉を参照</p> <p>⑤写真〈※工事中は不可〉 → P8〈5 添付書類の注意事項②〉を参照</p> <p>⑥「貸主が改築又は増築を承諾した旨」が確認できる書類 〈※建物が賃貸の場合のみ添付〉</p> <p>⑦建物の使用権限を証明できる書類 〈※建物の移転がある場合のみ添付〉 ・建物の「登記事項証明書」又は「登記済権利証(写)」</p> <p>⑧建築物関連法令協議記録報告書 〈※変更がある場合のみ添付〉</p>
<p>(10)管理者の氏名、生年月日及び住所 【療養】【短期】【予防短期】</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <p>②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設)</p> <p>③付表9((介護予防)短期入所療養介護)〈※みなし指定がある場合に限る〉</p> <p>④資格証等の写し</p> <p>⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表〈※管理者のみの記載で可〉 ・変更日の属する月のものを添付 ・他の事業所(施設)と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること</p> <p>⑥雇用契約書の写し(継続雇用の場合は辞令等の写しでも可) ・辞令等の場合は、本人による署名(住所、氏名、就業開始年月日)が必要 ・管理者が法人役員の場合は、「管理者業務に従事していることの申立書」(施設の名称・勤務時間・勤務内容等を明記したもの)を添付</p> <p>⑦誓約書(介護療養型医療施設)用、(居宅サービス)用、(介護予防サービス)用 ※誓約書には自署又は押印が必要</p> <p>※上記のうち、管理者の改姓又は住所変更のみの場合は⑤～⑦は不要</p>

<p>(11) 運営規程 (介護療養型医療施設の定員の変更については<u>減少の場合のみ</u>)【療養】【短期】【予防短期】</p> <p>※定員変更の場合 事前協議が必要</p>	<p>①変更届出書(様式第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(変更前)及び(変更後)欄に変更内容を記載すること (別紙(変更内容を記載したもの)を添付でも可) <p>②付表16-1病院による場合(その1・その2) 16-2診療所による場合(介護療養型医療施設) <※変更がある場合のみ添付></p> <p>③付表9((介護予防)短期入所療養介護)<※みなし指定がある場合に限る> <※変更がある場合のみ添付></p> <p>④運営規程</p> <p>※「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更の届出は、年1回とする。</p>
<p>(介護療養型医療施設の定員の減少の場合)</p>	<p>(入所(利用)定員変更の場合は、次の⑤~⑧を添付)</p> <p>⑤従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護療養型医療施設・(介護予防)短期入所療養介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更日の属する月のものを添付 ・従業員のうち、同一法人の他の職場でも勤務する者がいる場合は、当該職場における「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」も併せて提出すること。 <p>⑥施設の構造概要及び平面図(居室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要 <1病棟に医療療養型と介護療養型が混在する場合には、それぞれの位置がわかるように色塗りなどで記載> → P8<5 添付書類の注意事項①>を参照</p> <p>⑦資格証等の写し<※資格を要する職種のみで可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付すること <p>⑧入院患者数算出表</p>

<p>(12) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p>【療養】</p>	<p>① 変更届出書(様式第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(変更前)欄に「就業終了日」、「氏名」を、(変更後)欄に「就業開始日」、「氏名」を記載すること <p>② 付表16-1病院による場合(その1・その2)</p> <p>16-2 診療所による場合 (介護療養型医療施設)</p> <p>③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護療養型医療施設・(介護予防)短期入所療養介護)〈※介護支援専門員のための記載で可〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更日の属する月のものを添付 ・他の事業所(施設)と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること <p>④ 介護支援専門員証の写し〈※登録証は不可〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付すること。 <p>⑤ 介護支援専門員一覧表</p>
--	--

4 変更の申請

介護療養型医療施設において指定を受けた病床数を増やす場合は、上記 3 提出書類等(11)運営規程の指定内容の変更の届出と異なり、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条第3項各号の規定により、許可申請となります。介護保険事業計画等により、変更ができない場合もありますので、事前に岡山市(事業者指導課)へ協議願います。申請する場合は、「**指定介護療養型医療施設指定変更申請書**」(様式第9号)及び**下記添付書類**を岡山市(事業者指導課)へ1部提出する必要があります。

- ① 付表16-1病院による場合(その1・その2)
 - 16-2 診療所による場合 (介護療養型医療施設)
- ② 付表9((介護予防)短期入所療養介護)〈※みなし指定がある場合に限る〉
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - ・従業者のうち、同一法人の他の職場でも勤務する者がいる場合は、当該職場における「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」も併せて提出すること。
- ④ 資格証等の写し〈※変更のあった従業者のみ〉
- ⑤ 運営規程
- ⑥ 施設の構造概要及び平面図(居室の用途を明示したもの)並びに設備の概要
 - (1 病棟に医療療養型と介護療養型が混在する場合には、それぞれの位置がわかるように色塗りなどで記載)
 - P8〈5 添付書類の注意事項①〉を参照
- ⑦ 入院患者数算出表
- ⑧ 病院・診療所の使用許可証又は届出書等の写し

※なお、岡山市では第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）において介護療養型医療施設（定員の増加）の計画はありません。

5 添付書類の注意事項

①平面図(A4判又はA3判)

- (1) 平面図は、施設全体のもの（各室の用途・面積・寸法を明示）とし、色ペンで囲む等、変更箇所が明確に分かるようにすること。
また、療養病床等の位置がわかるようにすること。
- (2) 平面図には基準上必要とされる施設の面積を記載すること。
各室の面積は、内法面積を記載すること。
※病室内にトイレがある場合は、病室とトイレの面積は別々に記載すること。
- (3) 各廊下の幅は、「片廊下」・「中廊下（※）」ごとに最狭部の幅（内法）を記載すること。
※「中廊下」とは、その両側に居室のある廊下をいう。
- (4) 介護療養型医療施設において医療保険適用の療養病床等、介護保険適用の療養病床等及び介護保険適用病床のうち医療保険適用可能な病床（2室8床）の3つの位置が判別できるよう色分けするなど明確にする。

②写真

- (1) A4判用紙に変更箇所の写真(原則2方向以上から撮影)を添付し、番号及び施設の名称を記載すること。
また、上記【①平面図】に撮影方向を矢印で明示し、写真にも対応した番号を記載すること。
- (2) 各事業所(施設)の用途に従い、適切に使用できる状態であることが明確に分かるものであること。